

2022年6月20日

Contents

- I. 転嫁円滑化施策パッケージの公表に伴う公取委の諸対応の公表
- II. 公取委、「令和3年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」を公表
- III. 欧州委員会による立入検査の動向
- IV. 2022年1月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

I. 転嫁円滑化施策パッケージの公表に伴う公取委の諸対応の公表

弁護士 江崎 滋恒 / 弁護士 植村 直輝

第1. 転嫁円滑化施策パッケージ後の公取委の動向

近時の労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を、中小企業等が適切に転嫁できるような環境を整備するため、2021年12月27日、内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、連名で「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。)を取りまとめ公表した¹。

転嫁円滑化施策パッケージでは、幾つかの新たな取組を開始することが発表されたが、それに基づいた具体的な取組が続々と公表されている。

具体的には、2022年6月20日時点において、公取委から以下の内容の取組が公表されている。

- ① 2022年1月26日:「違反行為情報提供フォーム」(買ったときなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム)の設置、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正、「よくある質問コーナー(下請法)」の更新²
- ② 同年2月16日:「優越的地位濫用未然防止対策調査室」の設置等について³
- ③ 同年3月30日:「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定について⁴
- ④ 同年3月30日:独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の対象業種の選定について⁵

¹ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_package_set.pdf

² <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220126.html>

³ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/feb/220216_1_YuuetekitiiranyoumizenboushitaisakuchoousashituNo.html

⁴ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330_kigyoutorihikika_01.html

⁵ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/mar/220330_kigyoutorihikika_02.html

- ⑤ 同年 5 月 20 日：「優越 G メン」の体制創設について⁶
- ⑥ 同年 5 月 20 日：下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組の実施について⁷
- ⑦ 同年 5 月 25 日：荷主と物流事業者との取引に関する調査結果について⁸
- ⑧ 同年 5 月 31 日：価格転嫁に係る業種分析報告書について⁹
- ⑨ 同年 5 月 31 日：重点立入業種の選定について¹⁰
- ⑩ 同年 6 月 3 日：独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査に係る調査票の発送開始及び積極的な情報提供のお願いについて¹¹

第2. 緊急調査の対象業種

前記④の「緊急調査の対象業種の選定」の別紙1では、関係省庁からの情報提供や要請等を踏まえ、以下の 22 業種が緊急調査の対象業種として選定された。

1 総合工事業、2 食料品製造業、3 家具・装備品製造業、4 パルプ・紙・紙加工品製造業、5 印刷・同関連業、6 窯業・土石製品製造業、7 非鉄金属製造業、8 金属製品製造業、9 はん用機械器具製造業、10 生産用機械器具製造業、11 業務用機械器具製造業、12 電気機械器具製造業、13 輸送用機械器具製造業、14 放送業、15 映像・音声・文字情報制作業、16 道路貨物運送業、17 各種商品卸売業、18 飲食料品卸売業、19 各種商品小売業、20 飲食料品小売業、21 広告業、22 その他の事業サービス業（※業種名は、日本標準産業分類(平成25年10月改定 総務省)上の中分類による。具体的な調査対象は今後更に精査する。）

第3. 荷主と物流事業者との取引に関する調査結果

荷主と物流事業者との関係については、2021 年度に公表された転嫁円滑化施策パッケージ 2.(3)でも「これまでは荷主と物流事業者との取引のみ調査を行っていたが、今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を公正取引委員会において、実施する。」とされていたとおり、従前から、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」を指定し、その遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するための調査が継続的に行われていた。

そして今回、⑦「荷主と物流事業者との取引に関する調査結果について」として、2021 年 10 月に開始した調査の結果が公表された。荷主 11,438 名、物流事業者 18,685 名からの書面調査結果と、荷主 19 名に対する立入検査を実施した。その結果、公取委は、独占禁止法上の問題につながるおそれのあった荷主 641 名に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付している。懸念された行為類型としては、不当な給付内容の変更及びやり直しが 47.6%と最も多く、次いで代金の支払遅延(21.8%)、代金の減額(12.5%)と続いている。そして、本報告では、「今後も引き続き、荷主と物流事業者との取引に関する調査を継続して実施していく。」とされているため、関連する事業者としても引き続きコンプライアンスを遵守した対応が必要である。

⁶ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220520_01_gmen.html

⁷ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220520.html>

⁸ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220525_buttokuchousakekka.html

⁹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531_gyousyubunseki.html

¹⁰ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/may/220531_jyutentachiirigyousyu.html

¹¹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/220603_kinkyuchousa.html

第4. 重点立入業種の選定について

⑧「価格転嫁に係る業種分析報告書について」において、2021年度における下請法違反被疑事件の処理状況、荷主と物流事業者との取引に関する調査結果に基づき、事例、実績、業種別状況等が取りまとめられた。同報告書では、下請法違反被疑事件の処理状況や業種別状況が整理・分析されているが、同年度における下請法上の「買ったたき」事案 1,186 件の処理状況を見ると、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業における処理件数が多いことが判明した。

この結果と、関係省庁からの情報提供の結果も踏まえて、⑨「重点立入業種の選定について」において、公取委は、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の4業種を重点立入調査の対象業種として選定した。

したがって、これら4業種に該当する事業者は、少なくとも2022年度は特に自社の対応を注意深く把握し、必要があれば見直しを行う必要性が高い。

なお、転嫁円滑化施策パッケージ2.(1)では、重点立入業種として毎年3業種ずつ対象を定めて立入調査を行うことを宣言しているため、その他の業種も公取委の動向を注視していく必要がある。

第5. まとめ

以上のとおり、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、公取委の取組内容が続々と公表されており、重点立入業種も発表された。⑤で創設された「優越 G メン」の担当業務としても、「荷主と物流事業者との取引に関する調査など、優越的地位の濫用に関する各種調査において、関係事業者に対する立入調査などの業務を担当する。」とされており、新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着きつつある状況下において、公取委が立入調査を積極的に行う予定であることが見て取れる。

重点立入業種として選定された4業種に該当する事業者のみならず、その他の業種の事業者も含めて、体制の見直し等を図る必要性が高まっている。優越的地位の濫用や下請法違反の該当性には専門的な法的判断が必要となる場合も多いため、慎重な対応が望まれる。

また、過去のエネルギーコスト等の上昇時を振り返ると、単独で価格転嫁の交渉をすることが困難な有力取引先に対し、競合他社と協力して対抗しようとして価格カルテルなどの独占禁止法違反行為を行ってしまう例も散見される。そのため、優越的地位の濫用や下請法違反のみならず、不当な取引制限などの独占禁止法違反にも注意する必要がある。

Ⅱ. 公取委、「令和3年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」を公表

弁護士 臼杵 善治 / 弁護士 杉 秋甫

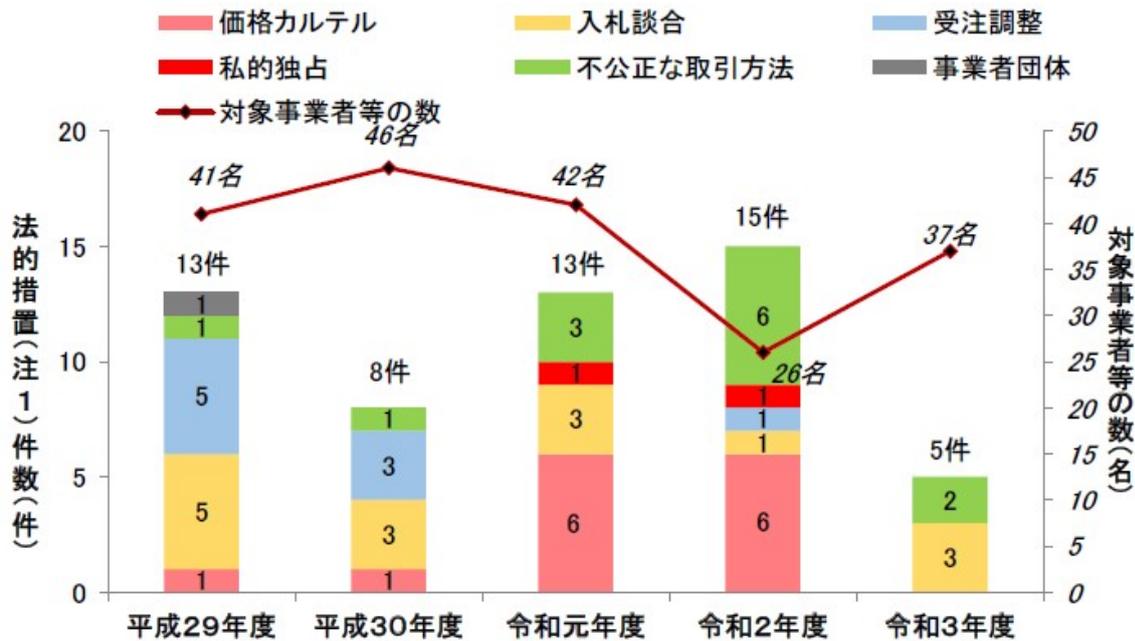
令和4年6月1日、公正取引委員会(以下「公取委」という。)より、「令和3年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」が公表された¹²。令和3年度は、法的措置等の件数が大幅に減少した一方、医療・年金分野における入札談合事案や外国事業者が運営する国際的なデジタル・プラットフォームに係る案件をはじめとするIT・デジタル関連分野に関する審査が行われた点が特徴的である。以下では、公表された公取委の独

¹² https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jun/220601_kanki.html

占禁止法違反事件の処理状況について、簡単にコメントすることとしたい。

第1. 排除措置命令等の傾向

令和3年度は、価格カルテル0件、入札談合3件、受注調整0件、私的独占0件、不公正な取引方法2件と、合計5件の法的措置(注1参照)が行われ、令和2年度の合計15件よりも大幅に減少する結果となった。



(出典:公取委「令和3年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」2頁)

(注1)法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

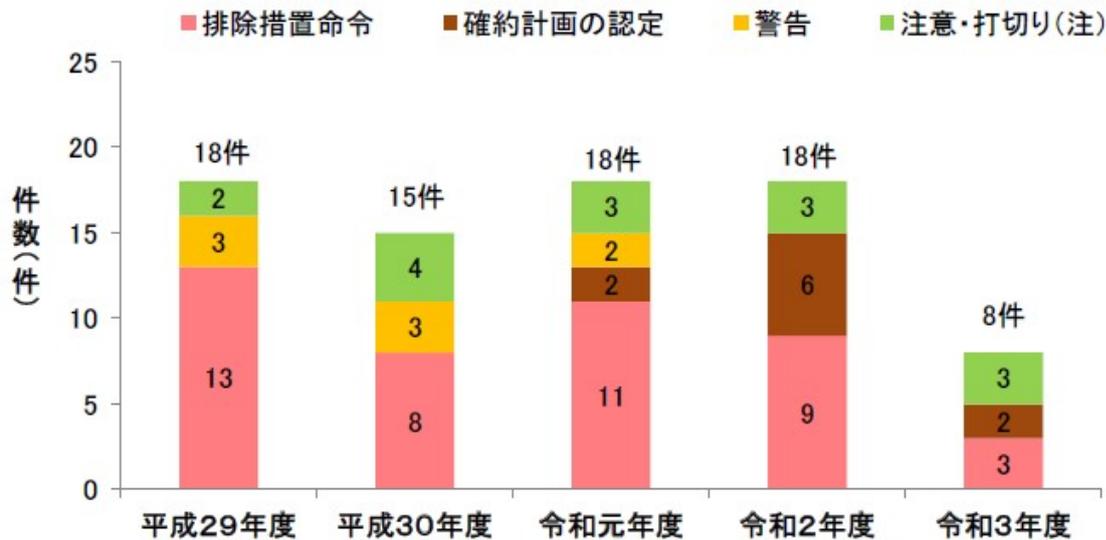
(注2)私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

このように、令和3年度において法的措置の件数が大きく減少した理由としては、令和3年度においても令和2年度に引き続き、新型コロナウイルスの亜種の感染が拡大し続け、東京都では緊急事態宣言又はまん延防止措置が1月上旬から9月末まで継続して発令され、感染拡大防止のために人同士の往来・接触を避けることが推奨され、審査活動が大きく制約されたことがあげられる。また、令和2年度の処理件数には、新型コロナウイルスの影響を受ける前に調査を開始した案件が多く含まれており、令和3年度において初めて新型コロナウイルスの影響が法的措置の件数として大きく表れたと考えられる。

令和3年度における法的措置のうち特筆すべき点は、国民生活に密着した医療・年金分野における入札談合事案が厳正に対処されたことである(令和4年3月3日「[日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について](#)」、令和4年3月30日「[独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について](#)」)。前者には総額17億4161万円、後者には総額4億2385万円の課徴金が課され、令和3年度の課徴金納付命令の総額21億8026万円の99%を占めた。

第2. IT・デジタル関連分野における取組

公取委は、IT・デジタル関連分野について、イノベーションが阻害されないように迅速に競争状況を回復する目的で、排除措置命令に代わり、確約計画の認定や自発的な措置の申し出によって審査を終了させる等の措置を行う等、各事案に応じた効果的な措置を実施した。



(出典:公取委「[令和3年度における独占禁止法違反事件の処理状況について](#)」3頁)

たとえば、アップル・インクがiPhone向けのアプリケーションを掲載するApp Storeの運営に当たり、App Store Reviewガイドラインに基づき、デジタルコンテンツの販売等について、アプリケーションを提供する事業者の事業活動を制限しており私的独占・不公正な取引方法に該当することが問題となった事案においては、同社が音楽配信事業者におけるリーダーアプリについてアウトラックを許容することとし、同ガイドラインを改定する等の改善措置を自ら申し出たため、公取委としては、これらの改善措置が、音楽配信事業等における独占禁止法上の問題を解消するものと認められたため、これらの改善措置を実施したことを確認後に、審査を終了することとした(令和3年9月2日「[アップル・インクに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について](#)」)。また、Booking.com B.V.が自らが運営する宿泊予約サイトに掲載する宿泊施設の運営業者との間で締結する契約において、宿泊料金及び部屋数について他の販売経路と同等又は他の販売経路よりも有利なものとする条件を定め、当該条件の遵守について要請した事案においては、同行為を行わないことだけではなく、ランキングアルゴリズム等を利用して、同条件を遵守させる行為を行わないことが、同社から自主的に提案された確約計画に盛り込まれたようである(令和4年3月16日「[Booking.com B.V.から申請があった確約計画の認定等について](#)」)。

このように、公取委は、各事案の内容を踏まえて、迅速かつ効果的な処理を行うことにより、競争秩序の早期回復を図ることを企図している。

また、公取委は、IT・デジタルタスクフォースを設置し、当該分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、専門的な検討・分析、効率的な調査を実施しており、また、同分野における情報提供窓口も設置し、令和3年度においては140件の情報を受け付けた。

第3. その他の傾向

令和3年度においては、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から、上述のアップル・インクの件を含む打切り事案3件についても、事案の概要が公表された。3件はいずれも自発的な改善措置の報告等を受けて、公取委が審査を終了したものであり、その内訳は、私的独占等が1件、その他の拘束・排他条件付取引が1件、優越的地位の濫用が1件である。

課徴金減免申請件数は、52件と昨年度に比べて増加した。一方、課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数は3件であり、直近5年に比べて著しく低い数字となった。

また、令和2年12月25日に施行された新しい課徴金減免制度により、課徴金減免制度を利用することができる事業者数の上限がなくなったため、令和3年度においては、課徴金減免制度の適用を受ける事業者数の増加が見込まれたが、課徴金減免制度の適用を受けた事業者数は10にとどまり昨年より減少した。理由としては、令和3年度に法的措置がなされた事案の調査開始日は、令和2年12月25日より以前である可能性が高く、令和2年12月25日に施行された新しい課徴金減免制度の適用対象外であったと考えられること及びそもそも令和3年度に課徴金減免制度の対象となる不当な取引制限の摘発事例が3件にとどまっていることが理由と推測される。

第4. 今後の見通し

令和3年度は、新型コロナウイルスの影響を大きく受け、昨年度に比べて大幅な処理件数の減少が見られた。令和2年度においても新型コロナウイルスの影響がなかったわけではないが、令和2年度の処理件数には、新型コロナウイルスの影響を受ける前に調査を開始した案件が多く含まれており、令和3年度において初めて新型コロナウイルスの影響が処理件数として大きく表れた。

令和4年度においても、新型コロナウイルスの影響が残り、引き続き法的措置の件数は、少なくなるが見込まれるが、一方で令和3年度後半から、経済活動に対する制約が徐々に緩和されたことから、今後公取委の調査が活発化する可能性も想定される。

Ⅲ. 欧州委員会による立入検査の動向

弁護士 中野 雄介

第1. はじめに

欧州委員会による競争法違反事件の調査は、典型的には立入検査によって開始される。コロナ禍においては、他の競争当局と同様、欧州委員会の立入検査も大きな制約を受けていた。ところが、本記事の執筆日から数えた過去1年間において、欧州委員会による立入検査は、公表されただけでも7件を数えるに至っており、警戒が必要である。EU域内のカルテル参加企業には立入検査を行い、EU域内に拠点を持たないカルテル参加企業には同時に情報要求を行うという形で調査が開始されることもあるため、EU域内に拠点を持たない日本企業にも影響のあり得る実務動向である。

第2. 立入検査の位置づけと概要

欧州委員会による競争法違反事件の調査開始は、①情報要求([規則 1/2003](#) の 18 条)か、②立入検査(同規則 20 条)によって行われる。ご関心のある向きは、欧州委員会が公表している[立入検査の概要説明のウェブページ](#)、そこにリンクが置かれている[説明文書](#)及び[立入検査許可状のサンプル](#)をこの機会に参照されたい。

詳細はそれらの資料に譲るが、ここでは、以下の実務的な事項を確認しておく。

- ・ 欧州委員会が立入検査を行うにあたり、対象事業者に事前に連絡する義務はない。
- ・ 対象事業者が社外の弁護士に相談したり、立入検査への同席を求めることは自由であるが、欧州委員会は弁護士の到着を待ってから立入検査を開始するという義務は負わない。
- ・ 立入検査に対し、事業者は協力義務を負う。組織体制について説明をする等はもちろんのこと、IT関連の支援等(電子メールアカウントのロック解除、IT管理者権限による必要な操作等を含む。)を行う必要がある。
- ・ 対象事業者が故意又は過失により協力義務に違反した場合、制裁金が課されることがある(上記規則 23 条 1 項)。その上限額は、直近最終事業年度における企業グループ合計売上高の 1%である。

第3. 立入検査の動向

2021 年 6 月以降に公表された欧州委員会による立入検査に関するプレスリリースを、以下のとおり整理した。

リリース日	実施国	関連する欧州機能条約の条文		業界
		101 条	102 条	
2021/06/22	ドイツ	○		衣料品
2021/10/12	複数の加盟国	○		木材パルプ
2021/10/25	ベルギー		○	動物用医薬品
2021/11/23	公表なし	○		防衛
2022/03/31	ドイツ		○	天然ガス
2022/05/17	複数の加盟国 ¹³	○		ファッション
2022/06/14	加盟国(単数形)	○		水関連インフラ

以上はいずれも、調査が開始されたばかりの事件であり、実際に違反行為が認定されるかどうか等にコメントを行うことは避ける。ただ、全般に以下のコメントは可能であろう。

- ・ 特定の加盟国での立入検査が多いわけではなさそうである(もっとも、「加盟国」がドイツを指す回数によっては、ドイツに集中している可能性も否定できない。)
- ・ 業界としては集中している傾向はなく、いわゆる「芋づる式」のリーニエンシー申請に基づく新件の調査が続いているわけではなさそうである。
- ・ 欧州委員会は、2019 年 5 月 21 日から 2021 年 6 月 21 日までの 2 年超にわたる立入検査がなかった期間の後、立入検査を積極的に行っているようである。

¹³ EEA 条約 53 条への言及があることから、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインのうち 1 カ国以上でも実施されているものと推測される。

第4. 関連する欧州委員会高官のスピーチの紹介

今後の動向を予測するにあたり、参考価値があると思われる欧州委員会高官のスピーチを紹介する。

[2021年10月22日のスピーチ](#)において、欧州委員会のヴェステアー(Margrethe Vestager)上級副委員長は、以下の内容を含むスピーチを行った。

- ・ 競争に対する最大の脅威はカルテルである。
- ・ 欧州委員会は、他の競争当局と同様に、業務のオンラインへの移行に努力してきたが、立入検査のような一部の業務は、オンラインにすることはできなかった。
- ・ パンデミックが後退を始める中で、証拠収集業務はスピードを取り戻しつつある。
- ・ 直近の木材パルプ業界に対する立入検査は、久しぶりの複数の加盟国における立入検査であったが、これは始まりにすぎない。

また、[2022年4月6日の報道\(Global Competition Review、有料\)](#)によれば、欧州委員会において違反事件審査を長年担当しているジャスパース(Maria Jaspers)氏が、ワシントン DC において行われた学会での 2022 年 4 月 5 日のスピーチにおいて、最近のカルテル事件で個人宅への立入検査を行い、証拠を収集した旨を述べたとのことである。欧州委員会による個人宅への立入検査が行われたことが確認されたのは久しぶりのことである。在宅勤務の結果として、事業所よりも個人宅に有力な証拠が存在する蓋然性が相対的に高まっているうえ、コロナ禍によって在宅の勤務形態が相当定着したことを踏まえると、今後、欧州委員会が更に積極的に、個人宅への立入検査を証拠収集手段として活用するリスクがある。

IV. 2022年1月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2022年1月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご覧いただけますと幸いです。

- ◆ Market Intelligence –CARTELS IN JAPAN– 2022
2022年4月（著：[江崎 滋恒](#)、[バシリ ムシス](#)、[石田 健](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 経済産業省・公正取引委員会、「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」を策定
2022年4月（著：[金子 涼一](#)）
[こちら](#)から一部閲覧可能です。
- ◆ GCR – The Asia-Pacific Antitrust Review 2022(Japan Chapter: Cartels)
2022年3月（著：[石田 英遠](#)、[山田 篤](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- ◆ GCR – The Asia-Pacific Antitrust Review 2022(Japan Chapter: Merger Control)
2022年3月（著：[石田 英遠](#)、[鈴木 剛志](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Lexology Getting The Deal Through – Dominance 2022 (Japan Chapter)
2022年3月（著：[山田 篤](#)、[臼杵 善治](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Competition Inspections in 21 Jurisdictions – Japan Chapter
2022年3月（著：[中野 雄介](#)、[バシリ ムシス](#)、[石田 健](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 条解独占禁止法〈第2版〉
2022年2月（著：[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[原 悦子](#)、[石田 健](#)、[植村 直輝](#)、[鈴木 悠子](#)、[西向 美由](#)、[塩越 希](#)）弘文堂
- ◆ The Cartels and Leniency Review, 10th Edition (Japan Chapter)
2022年2月（著：[石田 英遠](#)、[田中 勇気](#)）Law Business Research
- ◆ 公取委と経産省、「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針(案)」の意見募集を開始
2022年1月（著：[矢上 浄子](#)）
[こちら](#)から一部閲覧可能です。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 江崎 滋恒(shigeyoshi.ezaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中野 雄介(yusuke.nakano@amt-law.com)
 - 弁護士 臼杵 善治(yoshiharu.usuki@amt-law.com)
 - 弁護士 植村 直輝(naoki.uemura@amt-law.com)
 - 弁護士 杉 秋甫(akiho.sugi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

■ Key Members



石田 英遠
パートナー
hideto.ishida@amt-law.com
Tel : 03-6775-1019
Fax : 03-6775-2019



江崎 滋恒
パートナー
shigeyoshi.ezaki@amt-law.com
Tel : 03-6775-1040
Fax : 03-6775-2040



中野 雄介
パートナー
yusuke.nakano@amt-law.com
Tel : 03-6775-1049
Fax : 03-6775-2049



山田 篤
パートナー
atsushi.yamada@amt-law.com
Tel : 03-6775-1134
Fax : 03-6775-2134



バシリ ムシス
パートナー
vassili.moussis@amt-law.com
Tel : 03-6775-1393
Fax : 03-6775-2393



原 悦子
パートナー
etsuko.hara@amt-law.com
Tel : 03-6775-1088
Fax : 03-6775-2088



鈴木 剛志
パートナー
takeshi.suzuki@amt-law.com
Tel : 03-6775-1288
Fax : 03-6775-2288



臼杵 善治
パートナー
yoshiharu.usuki@amt-law.com
Tel : 03-6775-1168
Fax : 03-6775-2168



矢上 浄子
パートナー
kiyoko.yagami@amt-law.com
Tel : 03-6775-1185
Fax : 03-6775-2185



石田 健
パートナー
takeshi.ishida@amt-law.com
Tel : 03-6775-1485
Fax : 03-6775-2485

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com